

慶長期金貨の金位とその製造時期(上)

西脇 康

はじめに

古金銀貨に対する現物比定の研究において、収集界では近藤重蔵(守重)『金銀図録』や草間伊助(直方)『三貨図彙』を最終的な典拠としたものがしばしばみられる。しかし、これらは江戸時代の成立でこそあれ、今日の個人の編著と同系列のものであって、なかには編著者の思い込みや錯誤が記述された部分が含まれていると疑うべきである。とりわけ典拠、すなわちエビデンスである史料が明示されていない部分については、なおさら批判的に取り扱わなければならない。研究の導入としてはひじょうに有用な著述であっても、それをあたかも史実として研究を出発させてはならない。より良質な史料を探し出して開示したり、引用史料の原典を入手して判読が適正かどうか、引用部分周辺を含めた記述にも視野を広げて再検討する必要がある。したがって、史実に接近するには史料の搜索とその古文書・古記録の判読・解釈能力は、それらを研究する者の必須要件であろう。

本稿で扱う江戸時代初期の慶長小判・一分判などは、前二著でも適切な典拠や解説がなされず、また史料の新規発見にも恵まれず、これまで研究の進展はきわめて困難であった。¹⁾このようになか、従来の収集界では論拠を提示せず、形態だけに注目して推測の域をでない不確かな年代比定と、年代を不適切に冠称した分類名称ばかりが先行してきたが、近年では小川隆司氏が「再考・慶長小判の分類(序)」²⁾を提起されるなど、慶長金貨についての分類研究と収集熱は依然としてひじょうに高く、その展開に注視される。

なお、「慶長小判」などという名称は通用当時はなく、たんに「小判」と称され、元禄小判(「新小判」「元字小判」)が登場して廃貨となつて、製造開始の元号にちなんで諡(追号)^{おくりな}されたものであった(人間でいえば戒名・法名・法号に相当する)。また、その製造は元禄小判が誕生するまで連年継続されていたと思われがちであるが、江戸金座から派遣される佐渡出張所を例外として(連年数万両前後を製造)、実はその名称の通り慶長年間が最大の増産期であり、以後その製造は激減・低迷して、一七世紀中盤からは江戸の金座が仕事がなくなつて窮乏してしまふ事態に陥つてい³⁾る。慶長小判には五三桐極印・壱両極印・光次(花押)極印が二重に打刻され、両替商の小驗極印も表裏面とも多数打刻され、いずれも相当の損傷を受けた痕跡のあるものが多数伝存している。これはまさに、慶長・元和期に製造された小判が何度も修理されて、七〇年前後の間「だましましたし」使われ続けていたことの証左であろう。

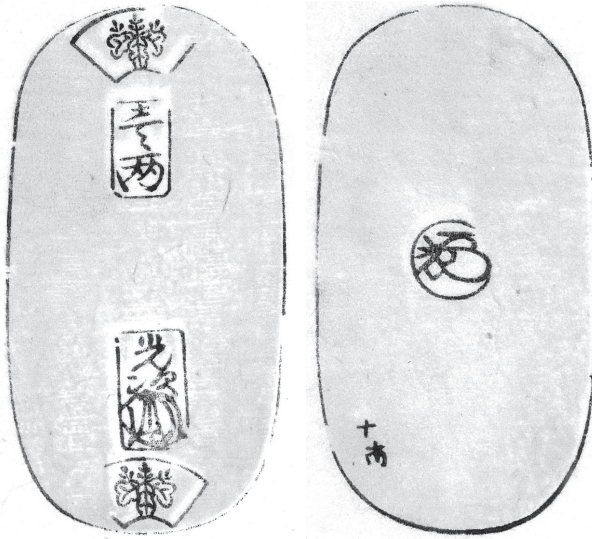
本稿では金位をめぐる秘符(符丁)について新見解(推測)を述べ、さらに現物に対する完全非破壊の密度測定を通じた結果数値をふまえ、それを切り口として、将来的な慶長金貨研究の見通し(不確かな展望)をつけようとする提言である。

さて、まず江戸時代の金品位(金質量品位)、すなわち金位の表示法について説明しておきたい。大判座・金座では今日の百分率ではなく、金位は純金を四四匁とし、それに加えた雑分(主として銀)「甲匁乙分丙厘」を合計した数値をもつて表示するものであった。たとえば、純金四四匁に雑分二三匁四分五厘を合計した金位は、「六七匁四分五厘位」(匁に代えて

本を宛て六七本四分五厘位とも表示」と表示していた。百分率に換算すれば、四四匁÷六七匁四分五厘＝六五・二三％となる。この表示法は田谷博吉氏によって、雑分追加法ないし差銀追加法と命名された。⁵⁾なお、江戸幕府は一度も金位を公示したことがなく秘匿されつづけた。それを公示したのは幕府が滅亡した後の明治新政府であった。

さて金貨の品位はふつう、時代とともに順次低下させられた。しかし、江戸時代には二度例外がある。慶長金貨（小判・一分判など）の製造中と、元禄金貨から宝永金貨への吹替（金貨は製造でなく鍛造であるため、改鋳という誤用をさけるため、以後当時の用語「吹替」で統一する。いわゆる貨幣改造・貨幣改製）では、金位が高められたのである。

本稿では、後藤四郎兵衛家の大判を除外し、従来未解明であった慶長期の後藤庄三郎光次（いわゆる金座）による金貨について検討しようとするものである。



【慶長小判図①】（木版本から）
『金銀図録』では「徳乗小判金」とみえる。

第一章 慶長小判と金位「三代目位」の解釈

第一節 江戸幕府の金位表示法と慶長小判

金位は、小判師（金座人）の記録である『吾職秘鑑』⁶⁾によれば、慶長金貨の金位に限っては五二匁二分位（八四・二九％）から「三代目位」と呼ばれる五〇匁七分位（八六・七八％）へ引き上げられたと見え、金位は二段階に変遷していた。その時期は、慶長大判の金位が変更されて明暦大判が製造された、明暦の大火直後の時期という説が有力視されてきたが、それについて以下に再検討したい。

さて、一六一六年（元和二）一月二日（以下西暦は簡易換算）「久能御蔵金銀請取帳」（徳川美術館所蔵）は、徳川家康の死去に伴い駿府城（天守御金蔵に備蓄されていた遺産金銀を分配するため、尾張・駿府（のち紀伊）・水戸の御三家の勘定方が立ち会って改め、作成されたものである。それには大判・小判など金貨のほか地金（塊）の金銀が含まれ、その金位について「庄三郎判くらゐ（位）」・「小判くらゐ」と記されている。⁷⁾

「庄三郎判」とは、「小判」と「大判」とを区別してならべ書き上げていることから、大判なみの金貨であることが知られる。これは「八両判」と通称され、元禄期の大判吹替史料などに記載される「庄三郎大判」「八両判」に比定され、いわゆる慶長小判の金位とは相違したのであった。庄三郎大判は慶長小判製造期間にならび製造されていることが判明すること自体興味深い、その金位は従来製造の慶長小判とも、慶長大判とも相違するからの特記であった。

なお、庄三郎大判は『金銀図録』では「太閤大判金」と誤認され収録されているが、収集界では玩賞品（ファンタジー）として扱われてきた経緯がある。しかし、「久能御蔵金銀請取帳」と大判吹替史料でその名称と実在が確認できるように、貨幣としての金貨であった。この限りでも、庄三郎大判は、徳川家康の死去以前に後藤光次が製造した金貨であることが判